

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

笠間市

(都道府県: 茨城県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	3_1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)				
個別事業名	笠間市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度	令和3年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,500,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>笠間市においては、近年の人口減少、少子・高齢化のなか、少子化対策のうち結婚支援に向けた取組について、結婚に向けた情報提供や出会いの場の提供など限定的な支援にとどまらざるを得ず、出会いの場を設けてもなかなか成婚につながらないことから、子育て支援や健康づくりなど体制の強化を続けており、人口構造の変化に対応したまちづくりを目指している。</p> <p>そのような中、出産などにおける希望と現実の乖離や子育てに対する不安を感じている傾向があり、笠間市の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数)は1.36人(人口動態保健所・市区町村別統計(平成25~29年の平均))となっている。市民地域意識調査(平成28年9月実施)でも、33.68%が、「子ども・子育て・少子化対策」を取組むべき項目として回答している。また、独身でいる理由として「結婚資金が足りない」と経済的な理由も課題のひとつとなっている。</p> <p>笠間市では、重要事務事業として、「きめ細かい妊娠・出産・子育て期への支援の強化」を挙げ、本事業(結婚新生活支援事業)については、経済的理由で結婚に踏み出せない方の後押しの一として、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費を支援することで、重点施策である「結婚から子育てまでの切れ目ない支援」の一つとして実施する。</p>				
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3				
	1. 概要				
	【補助対象要件】				
	・所得要件	夫婦の合計所得が400万円未満	自治体独自基準の場合	(例)夫婦の合計所得が●●●万円未満	
	・年齢要件	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合	(例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。				
	一般コース	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合	(例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合	(例)各費用に係る合計が●●万円
		39歳以下の場合	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合	(例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻に伴い購入、若しくは賃貸した住居又は婚姻に伴い引越しをした先の住宅が市内にあること。</li> <li>・対象住宅の売買契約又は賃貸借契約の名義人が夫婦のいずれかが一方であり、かつ、賃貸である場合、夫婦の双方又は一方が当該住宅の家賃を支払っていること。</li> <li>・夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと。</li> <li>・夫婦のいずれもが生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃等の補助を受けていないこと。</li> <li>・夫婦のいずれもが笠間市及び他の自治体における結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。</li> <li>・夫婦のいずれもが暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定するものをいう。)でないこと。</li> </ul>					
2. ①申請見込み世帯数	15	世帯			
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	世帯	左記以外		
【積算根拠】					
<p>15件(見込み世帯数) × 30万円(補助上限額) × 1/2(補助率) = 2,250千円</p> <p>下記の3点より積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度における申請件数(仮申請含): 11件</li> <li>・予算額に達した後に問い合わせがあった件数: 3件(R4年1月14日現在)</li> <li>・本事業が2年目となり、より周知される見込み。</li> </ul>					
		令和3年度見込世帯数	11 世帯		
②継続補助の見込	0	世帯			
対象経費支出予定額	0	円			

3. 広報の実施予定				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市で作成したポスターを市役所本庁・各支所・地域交流センター・地域医療センター（市立病院・保健センター）に掲示。</li> <li>・市で作成したチラシを婚姻届受理の際に交付。</li> <li>・市ホームページに掲載。</li> <li>・市広報誌（お知らせ版）に掲載。</li> </ul>				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	5 (R5年度)	2 (R4.1月時点)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.36 (H25～H29) 「人口動態保健所・市町村別統計」より	
	婚姻件数	件	214 (R2年)	
	婚姻率	%	2.9 (R2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	100	50 (R4.1月時点)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	30 (R4.1月時点)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	80 (R4.1月時点)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県HPでの広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内事業者にポスターの掲示を依頼する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。